
■ 論 説 ■

リース料債権の民事再生手続における処遇に関する試論

— 倒産申立解除特約の有効性と中止命令・担保権消滅請求の適否 —

田 中 克 志

目 次

- I はじめに
- II 倒産申立解除特約の有効性
- III 中止命令・担保権消滅請求の適否
- IV むすび

I はじめに

フルペイアウト方式のファイナンス・リース契約（以下、ファイナンス・リース契約という。）には、ユーザーについて破産や民事再生の開始の申立など倒産手続の申立てがあった場合、リース料債権の回収を目的に、契約の解除など法律構成に違いはあるが、リース物件の引き揚げと、その引き揚げたリース物件の評価若しくは処分の価額とリース期間の満了時の見込残存価額を差し引いた金額のユーザーへの返還（清算）に関する条項、いわゆる倒産申立解除特約が設けられている。

昭和57年3月30日の最高裁判決（民集36巻3号484頁）は、所有権留保特約付き売買契約の買主である株式会社に会社更生手続開始の申立の原因となるべき事実が生じたことを売買契約の解除の事由とする特約を、これが会社更生手続の趣旨・目的を害するがゆえに無効と判示した。これがファイナンス・リース契約の場合にも射程が及ぶのか、一つの問題ではある。

ファイナンス・リース契約の「会社更生手続の実務上ほぼ固まりつつあった扱いを肯認する内容の判断」⁽¹⁾であったとはいえ、リース料債権の共益債権性を明確に否定し、更生担保権と処遇する余地を残した平成7年4月14日の最高裁判決（民集49巻4号1063頁）の事案は、会社更生手続が開始された後のリース料債務の支払懈怠を理由とする契約の解除とリース物件の返還に関わる事案であったため、倒産申立解除特

約の有効性は争点にはなっていなかった。

ところが、近時、民事再生手続に関して、この倒産申立解除特約の有効性が争点となった下級審裁判例⁽²⁾が登場し、しかも同じ事案について、第一審判決が有効、控訴審が無効と、その判断が分かれるという興味ある状況にあったが、平成20年12月16日、控訴審の判断を是認する最高裁判決⁽³⁾がだされた。最高裁判決の出現によって倒産申立解除特約の有効性をめぐる議論は収束にむかうであろう。しかし、倒産申立解除特約が無効であると解すると、民事再生開始申立があったとしても、リース業者は、この特約に基づいて契約を解除し、リース物件を取り戻すことができないが、別除権として処遇される担保権は存続する。そこで、再生債務者であるユーザーは、リース料の支払遅滞があった場合、別除権の実行を妨げるため、担保権に対する中止命令(民再31条1項)を得るとか、さらには担保権消滅の許可の申立て(民再148条以下)をすることが認められるかが問題となる。

いずれにしても、再生手続におけるリース料債権の処遇、共益債権か、再生債権か、さらに別除権としての扱いとなるのか、といったことが前提となっているが、これに関する別稿⁽⁴⁾における検討・整理を踏まえつつ、以下、倒産申立解除特約の有効性をめぐる議論状況を整理し、残された検討課題、担保権実行に対する中止命令や担保権消滅請求の適否に関して論じ、整理する。これが、本稿の目的である。

(1) 八木良一「最高裁判所判例解説」法曹50巻3号(1998年)880頁

(2) 東京地判平成16・6・10判タ1185号315頁と控訴審判決である東京高判平成19・3・14判タ1246号337頁

(3) 金商1308号40頁

(4) 「リース料債権の会社更生手続における処遇—ファイナンス・リースはいかなる意味で「担保権」なのか」法政研究(静岡大学)13巻3・4号(2009年)

II 倒産申立解除特約の有効性

1 倒産申立解除特約とは

(1) リース標準契約にみる倒産申立解除特約

ファイナンス・リースの期間の途中において、ユーザーが「リース料の支払いを一回でも怠ったとき」、ユーザーは、リース物件の返還のみならず残リース料の全部又は一部を即時に弁済する義務を負担することが約定されている。

(株)リース事業協会の法務委員会が策定した「リース標準契約」には、右に関する条項として、A方式、B方式、C方式の三種類が用意されている⁽⁵⁾。

A方式では、「乙が、次の各号の一つにでも該当したときは、甲は、催告を要しな

いで通知のみで、(A)リース料及びその他費用の全部または一部の即時弁済の請求、(B)物件の引き揚げまたは返還の請求、(C)リース契約の解除と損害賠償の請求、の全部または一部を行うことができます。」(第19条1項)と規定する。B方式では、「乙が、次の各号の一つにでも該当したときは、甲は催告を要しないで通知のみで、この契約を解除できます。」(同条1項)そして、「前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は第22条第1項の規定に基づき、直ちに物件を甲に返還するとともに、別表(九)記載の規定損害金を甲に支払います。」(同条2項)と規定する。そして、C方式では、「乙が、次の各号の一つにでも該当したときは、乙は、甲からの通知及び催告を要しないで、当然にこの契約に基づく期限の利益を失うものとし、残存リース料全額を直ちに甲に支払います。」(同条第1甲)。そして、「乙が甲に対して直ちに前項の支払いをしないときは、甲は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができます。」(同条2項)。そして、「前項の規定に基づき、甲がこの契約を解除したときは、乙は、第22条第1項の規定に基づいて物件を甲に返還するとともに、損害賠償として残存リース料相当額を直ちに甲に支払います。」(同条3項)と規定する。

このように残存リース料の即時弁済をユーザーに課せるのは、返還されたリース物件の処分金額のみでは、リース業者はリース取引のために出捐した金額の全部を回収することができないからである。したがって、リース物件の返還請求は、ユーザーに対するリース料債権の弁済・回収のための手段であるから、このような特約の効力を否定する根拠はない⁽⁶⁾。

そして、ユーザーに、「整理、再生、破産、会社更生若しくは特別清算の開始の申立て」があったときにも、「リース料の支払いを一回でも怠ったとき」と、同様の処理とされている。これが倒産申立解除特約である。いずれにしても、ファイナンス・リース契約を会社更生手続など倒産手続において担保権として処遇し、担保権的に構成する見解は、この条項に基づくリース業者の所為を実質的には担保権の実行として捉える⁽⁷⁾。

(2) 昭和57・3・30最高裁判決

それでは、この倒産申立解除特約は有効なのか。所有権留保付き売買の事案に関し、昭和57年3月30日の最高裁判決(民集36巻3号484頁)は、買主たる株式会社に更生手続開始の申立の原因となるべき事実が生じたことを売買契約解除の事由とする旨の特約は、これを無効とした。

事実関係はこうである。Xは、昭和48年8月、株式会社Aに対して、X所有の本件機械(トラック・クレーン)を代金額579万余円とし、(1)代金は昭和51年2月末日までの間に30回にわたり、分割弁済する、(2)所有権は代金完済までXに留保し、その間XはAに機械を無償使用させる、(3)Aにつき手形不渡り、支払停止・破産・和議・

会社整理、会社更生手続開始の申立の原因となる事実が発生したときは、Aは期限の利益を失い直ちに未払代金全額を支払うこと及びXは無催告で売買契約を解除することができるとの約定の下に売り渡した。昭和50年4月上旬、Xは、裁判所に対し自らについて会社更生手続開始を申し立て、裁判所は同月中旬に同月7日以前の原因に基づいて生じた一切の債務（従業員の給料・電気料金等を除く。）の弁済及びその他の財産の処分を禁止する旨の保全処分を命じ、同年7月更生手続開始決定をしてYが管財人に選任された、そして、右保全処分の結果、XがAから本件機械の代金支払のために交付を受けていた約束手形一通が同年4月30日の満期に支払を拒絶された。そこで、Xは、同年5月Aに対し、手形不渡りの発生及び会社更生申立の原因となる事実の発生を理由として、本件契約を解除する旨の意思表示をした。

そこで、Xが、本件機械はXの所有であるから会社更生法62（現64）条によりこれを取り戻す権利を有するとして、Yに対し、右機械の引渡を求めたものである。

売主であるXの主張通りにXに取戻権を認めると、Xは、会社更生手続外において、残売買代金債権の満足を受けることになる。

争点は、所有権留保売買を法律的にどう構成するか、を前提に、(1)旧債務の弁済禁止の保全処分（会更旧39条）がなされた後の履行遅滞を理由とする契約解除の効力が認められるか、(2)更生手続開始の原因となるべき事実の発生を契約解除原因とする旨の特約は有効か、である。ここでは、後者の争点に関する説示をみておきたい。

第一審判決（昭和51・12・28福岡地裁小倉支部）は、売主の所有権留保特約上の権利を、譲渡担保権者との公平から、その実質を担保権と解し、会社更生手続においては更生担保権者に準じて処遇されることを前提に、会社更生の申立が解除原因となる旨の特約について、「更生手続の開始されることを当然の前提として、更生手続が開始された場合に当然に特定の債権者のみを保護することとなすもの」として無効と判示した。

しかし、控訴審判決（昭和52・11・30福岡高裁）は、これと反対に特約を有効とし、本契約は「形式的には有効に解除されたものというべきであるが」、所有権留保特約上の権利は、その実質は担保権と解されるから、「右の解除は担保権の実行に過ぎないものというべきであり、更生手続開始の決定までに本件機械が取戻されていない以上、右決定後は控訴人は、会社更生手続によって更生担保権者に準じてその権利を行使すべきであって、その所有権を主張して本件機械の取戻を請求することはできない」と判示した。

これら第一審判決も控訴審判決も、原告の訴えを退けた点では同じであるが、その法的構成において差異がみられた。最高裁は、所有権留保の法的性質について態度を明らかにしないまま、第一審判決と同様に、特約は、「債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ窮境にある株式会社の事業の維持更生を図ろうとする会社更

生手続の趣旨、目的（会社更生法一条参照）」を害するものであるから、その効力を肯認しえないもの」とし、上告を棄却した。

倒産申立解除特約については、売主が買主につき会社更生手続が開始されるような万が一の場合のことを考え、これに対処するための工夫をこらしているのを一概に無効というべきではなく、むしろこの特約を有効と解して、留保売主による目的物引揚げの可能性を残しつつ、他方、更生裁判所が、会社更生にとって当該目的物はどの程度重要性を有するものかを判断したうえで、目的物引揚げの可否を決すべきであり、手続的には中止命令（会更旧37条1項）を活用すべきであるとする有効説⁽⁸⁾もあった。しかし、多数は、無効説を支持していた⁽⁹⁾。いわく、更生手続にとっては、この特約を有効と認めれば、更生手続が開始されたときには、留保売主が欲する限り常に、企業再建の物的基礎を成す財産を少額の金銭と差し換える自由を与える結果となるため、更生手続との関係では無効であるといわなければならない⁽¹⁰⁾。更生手続の開始を予想し、手続開始となれば自動的に、更生手続の目的を害しつつ、一方当事者の利益のみを擁護するような一方にのみ有利な特約は、更生手続との関係では効力を有しないと解すべき場合もあろう⁽¹¹⁾、などである。

本最高裁判決の調査官解説も、「問題は、結局、会社更生手続の目的の達成と個々の債権者の利益の保護とのかね合いをどこに求めるかに帰するのであり」、「本件のような契約解除原因の特約は、更生手続の開始そのものを対象とし、これに備えて売買の目的物を更生会社の財産から逸脱させるべきことを予め約定するものである点において、会社更生の趣旨・目的を害するおそれのある法律効果を生ぜしめることそれ自体を内容とするものということができ、個別的な権利確保の手段がたまたま結果的に会社の更生を妨げとなる場合とは趣きを異にするものというべきであって、会社更生制度と調和し難いものであると言わざるを得ない」と、その根拠を詳述している⁽¹²⁾。

もっとも、無効説は、所有権留保売買の会社更生手続での処遇について、会社更生手続開始当時売買目的物は買主に引き渡されているが代金が完済されていない場合、双方未履行の双務契約に係る会社更生法103（現61）条が適用されず、法定の担保権に準じて更生担保権とする⁽¹³⁾。したがって、留保売主はその権利を届出て手続に参加し、更生計画にしたがって満足を受けることになる。更生担保権ということであれば、所有権留保に基づいて取戻権を行使することはできない。

(3) ファイナンス・リース契約の倒産申立解除特約

ファイナンス・リース契約にも規定されている同様の倒産申立解除特約について、これの効力をどう考えるか。本最高裁判決以前にあって、無効説は、会社更生「手続は、企業の継続という公共的要請によって、更生会社をめぐる各種の権利が強制的にいわば睡眠されているのに」、有効という「解釈をとりますとユーザーの企業の継続にとって不可欠なところのリース物件だけは引揚げられてしまうということになり、

同法の趣旨に沿わない」とする⁽¹⁴⁾。もっとも、この論者は、ユーザーにおける会社更生手続開始後のリース料債権について会社更生法103(現61)条の適用を認めており、この会社法103(現61)条に反する限りで、この特約は無効とするのである⁽¹⁵⁾。

倒産申立解除特約を無効とした本最高裁判決の趣旨が、同様の事実の発生を契約解除事由とするファイナンス・リース契約上の特約の効力に推及されるかどうか、評釈では、肯定する見解が多数とあってよい⁽¹⁶⁾。さらに、平成11年に成立した民事再生手続との関係においても、本最高裁判決の射程が問題となる。とりわけ、民事再生手続にあって、担保権は、会社更生手続における更生担保権と異なって、破産手続の場合(破65)と同じく別除権(会更53条1項)である。別除権は、再生手続によらないで行使することができるため(同条2項)、会社更生手続の場合とは別異に解することも可能だからである。

2 判例の動向

(1)「別除権」とされた理由

民事再生手続においては、抵当権等の担保権を有する者は、その目的である財産について別除権を有する(民再53条1項)。別除権は、再生手続によらないで行使することができる(民再53条2項)。会社更生手続と同様に事業再生などを目的とする再生型手続でありながら、会社更生手続の場合とは異なって右の担保権が別除権とされたのは、手続の構造を簡素化し、担保権付きの債権や一般の優先権のある債権は、原則として手続の制約を及ぼさず、無担保・非優先の一般債権のみを再生債権とし、再生債権を再生計画で権利変更することにより、再生債務者の事業または経済生活の再生を図るものとしたのである。

しかし、担保権の実行について一切の制約がないとすると、再生債務者の事業または経済生活の再生のために必要不可欠な財産が失われて、再生債務者の再生が困難となり、ひいては再生債権者一般の利益に反する事態が生じる危険性もある。そこで、担保権の実行としての競売を一時的に中止し、再生債務者等が担保権者と交渉し、被担保債権の弁済額・弁済方法等について話し合いによる解決を図るための機会と時間的猶予を与える中止命令の制度(民再31条1項)や、担保権者に対して目的財産の価額に相当する満足を与えることにより、民事再生当時の当該財産の上に存するすべての担保権を消滅させ、もって再生債務者の事業の継続に欠くことのできない財産を保持することができる担保権消滅請求の制度(民再148頁以下)が設けられた、とされている⁽¹⁷⁾。

こうした特別の構造になっていることもあって、民事再生手続における倒産申立解除特約の効力に関して、有効・無効の見解が対立していたのである。その対照的な裁

判例が、有効説をとる東京地裁平成16・6・10判タ1185号315頁と、控訴審判決であって無効説をとる東京高判平成19・3・14判タ1246号337頁であった。しかし、すでに述べたように、平成20年12月16日の最高裁判決が右控訴審の判断を是認したため、実務的には決着が付いたことになる。

(2) 最高裁平成20年12月16日判決の事実の概要

まず、事実の概要は、こうである。リース業者であるXは、飲食業を営むYとの間で、多数回にわたり、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約を締結し、各対象物件を引き渡した。特約条項として、①ユーザーにおいて整理、破産、和議、会社更生等の申し立てがあったときは、リース業者であるXは、催告を有しないで契約を解除することができる。②リース料の支払を一回でも怠ったときは催告しないで解除することができる。③契約が解除された場合、ユーザーは、リース業者に対し、直ちに物件を返還するとともに、規定損害金(全リース料を少し下回る額を基本額として、リース期間の経過に応じて逡減していくもので、ほぼ残リースに見合うか、これを少し下回る程度の金額)を支払い、物件の返還を遅滞したときにはリース料相当額の損害金(約定損害金)を支払う。

Yは、平成13年12月27日、一部リース物件についてリース料の支払いを遅滞し、平成14年1月17日、民事再生手続開始の申し立てをし、同月21日に同手続開始の決定を受けたため、Xは、Yに対し、同月24日、特約条項①に基づきリース契約を解除するとの意思表示をした。なお、Xは、未払のリース料債権はその全額を再生債権として届けた。

そこで、Xは、上記特約条項①に基づく解除により各リース契約が終了したことを理由として、未返還のリース物件の引渡を求めるとともに、引渡債務の不履行に基づき、約定によるリース料相当額の損害金(約定損害金)の支払いを求めた。

そこで、争点の一つは、リース契約の解除の根拠となった①の特約条項(倒産申立解除特約)は有効か、否か、であった⁽¹⁸⁾。この特約条項は、リース標準契約では、B方式に該当する。A方式やC方式のように、リース料の分割弁済の期限の利益を喪失させることが前提になっていない。

(3) 利用権を目的とする担保権とその実行

ところで、フルペイアウト方式のファイナンス・リース契約は、これを会社更生手続の場合と同様に、民事再生手続においても担保権、すなわち別除権として処遇するのが定説といってもよい。しかし、担保権としてどのような法律構成となるかは争いがある。

平成16年6月10日の東京地裁判決とその控訴審、平成19年3月14日の東京高裁判決ともに、リース料債権を被担保債権としリース物件の利用権を対象とする担保権であり⁽¹⁹⁾、リース契約の解除が担保権の行使とする点では共通している。

ところが、東京地裁平成16年6月10日判決は、この担保権が会社更生手続の場合とは異なり別除権として処遇されることを強調し⁽²⁰⁾、次のように判示する。「会社更生手続において担保権の行使が禁止されているのと異なり、民事再生手続においては、担保権が、別除権として、再生手続によらないで行使することができるものとされていること（民事再生法53条1項、2項）にかんがみれば、同手続との関係では、本件特約を無効とすることはできないというべきである。」さらに、これを詳述し、「本件各リース契約のようなファイナンス・リース契約においては、リース料債務は契約の成立と同時にその金額について発生するから、上記リース契約によりリース物件の引渡しを受けたユーザーにつき民事再生手続の開始決定があった場合、未払のリース料債権はその全額が再生債権となるが、リース物件を所有しつつ、同物件に対してユーザーが有する利用権について、リース料債権を被担保債権とする担保権を有するものと解され、リース業者による契約の解除は、その担保権の実行であるということが出来る。そして、民事再生法が上記のとおり再生手続によらないで別除権を行使することを認めていることからすれば、同手続との関係では、別除権行使の方法を定めたものといえる本件特約を無効と解することはできない」。

確かに、別除権は、民事再生手続によらないで行使できるが、他方、中止命令の制度（民再31条）や担保権消滅許可の制度（民再148条）による制限を受けているのであって、この点を考えると、本件特約は無効と解することにもなるが、これに関しては、「これらの制度による制限が生じない限りは別除権は自由に行使できるものとするのが同法の建前であって、これらの制度の存在自体が上記結論を左右するものではない」とする。

これに対して、控訴審の東京高裁平成19・3・14判決は、民事再生法の趣旨、目的を強調し、本件特約のうち、民事再生手続開始申立てがあったときを解除原因とする部分については、最高裁昭和57・3・30判決を引用し、これを無効と解し、次のように判示する。「民事再生法は、その目的として、『経済的窮境にある債務者について、その債権者の多数の同意を得、かつ、裁判所の許可を受けた再生計画を定めること等により、当該債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図ることを目的とする。』と定めているところ、本件特約は、民事再生開始手続開始申立てがあったときは、リース業者が、リース料債権につき遅滞がなくとも直ちにリース契約を解除できるようにし、結果として、リース業者をして、民事再生手続によらずに、リース物件を取り戻すことを可能にするものである。このように、民事再生手続開始の申立てがあったことだけを理由に、リース業者がリース物件を取り戻せることになると、民事再生の目的である『債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図る』ことが困難になるといわなければならない（リース物件は

再生債務者の事業再生の基礎をなすものが少なくないものである。))」。

もっとも、右東京高裁判決は、民事再生手続開始決定申立てがあったときに解除原因とする部分についてのみ無効とするのであって、「民事再生手続開始の前後を問わず、弁済期の到来したリース料債権の支払が遅滞している場合には」、本件特約に基づき、「リース業者はリース料の支払遅滞を理由として、リース契約を解除し、リース物件を取り戻すことができる」と解している。そして、「このことは、民事再生手続開始前にリース料債権を含めた弁済禁止の保全処分が出されたような場合にも妥当するというべき」、とする。

そして、この東京高裁の判断を是認し、「本件のうち、民事再生手続開始の申立てがあったことを解除事由とする部分は、民事再生手続の趣旨、目的に反するものとして無効と解するのが相当である」とした最高裁平成20・12・16判決は、その理由をつぎのように判示する。まず、「民事再生手続は、経済的に窮境にある債務者について、その財産を一体として維持し、全財務者の多数の同意を得るなどして定められた再生計画に基づき、債務者と全債権者との間の民事上の権利関係を調整し、債務者の事業又は経済生活の再生を図るものであり（民事再生法一条参照）、担保物も民事再生手続の対象となる責任財産に含まれる」とする。そして、「ファイナンス・リース契約におけるリース物件は、リース料が支払われない場合には、リース業者においてリース契約を解除してリース物件の返還を求め、その交換価値によって未払リース料や規定損害金の弁済を受けるという担保としての意義を有するものである」ことを認める。その上で、「同契約においても民事再生手続開始の申立てがあったことを解除事由とする特約による解除を認めることは、このような担保としての意義を有するにとどまるリース物件を、一債権者と債務者との間の事前の合意により、民事再生手続開始前に債務者の責任財産から逸出させ、民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会を失わせることを認めることにほかならない」、とする。

以上は、裁判官全員一致の意見であるが、「本件では、いわゆるフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約がその対象とされているが、同契約の意義について実務法曹の間で若干の誤解が見受けられるので、その点について補足的に意見を述べるとともに、いわゆる倒産申立て解除条項と弁済禁止の保全処分との関係について、一応の私見を述べておく」とする田原睦夫裁判官の補足意見が付されている。

この最高裁判決では、リース料の支払が遅滞していないにもかかわらず倒産申立解除特約に基づきリース契約を解除して、リース物件の返還を求めることが一つ問題視されていることになる。したがって、補足意見が指摘するように「本判決の結論は、再生債務者がリース料金を滞納した場合のリース契約の解除の可否には、当然ながら何らの影響も及ぼすものではない。再生債務者がリース料金を滞納していれば、リー

ス業者は、その債務不履行を理由としてリース契約を解除することができるのは当然である」。

そして、本件のリース契約では、ユーザーが倒産手続開始の申立てをした場合、ユーザーは、リース料金についての期限の利益を失い、直ちに残りリース料金の全額を支払うべきものとする定めが置かれていなかったが、この定めがある場合について、補足意見は、「かかる期限の利益喪失条項の効力は、一般的に否定されてはいない。そうすると、ユーザーが民事再生手続の申立てをしたときは、通常、ユーザーはリース料金の期限の利益を喪失するから、リース業者はリース料金の債務不履行を理由にリース契約を解除することができる」とする。リース業者は、民事再生手続によらずに、リース物件を取り戻すことができることになる。いわば、別除権と処遇される担保権の実行である。

そうであるならば、本件の場合にあっても、期限の利益喪失条項さえおかれていれば、リース業者はリース料金の債務不履行を理由にリース契約を解除することができたことになる。これでは、民事再生手続開始の申立てがあったことのみを解除権発生原因として定める特約に基づきリース契約の解除を否定する意味はほとんどなくなる⁽²¹⁾。

- (5) 参照、(株)リース事業協会『リース標準契約書の解説』(1997年)47頁以下、(株)リース事業協会『リース・ハンドブック』(2008年)142頁以下。
- (6) 松田安正『リースの理論と実務』(1984年)170頁
- (7) 山本和彦「倒産手続におけるリース契約の処遇」金法1680号(2003年)9頁
- (8) 米倉明「買主の会社更生と所有権留保(上)」NBL129号(1977年)14頁
- (9) 竹下守夫「所有権留保と破産・会社更生(下)」曹時25巻3号(1973年)492頁以下、谷口安平『倒産処理法 第二版』(1982年)183頁
- (10) 竹下・前掲論文(下)曹時25巻3号449頁
- (11) 兼子一監修『条解 会社更生法 中』(1973年)308頁
- (12) 加茂紀久男「最高裁判所判例解説」曹時37巻11号259頁
- (13) 竹下・前掲論文(下)曹時25巻3号437頁、兼子・前掲書(中)300頁など
- (14) 鈴木禄弥「リース取引をめぐる解釈問題—その二 対外関係」『私法』38号(1976年)33頁
- (15) 鈴木・前掲論文・私法38号33頁
- (16) 山田二郎・金法1009号(1982年)23頁、伊藤眞・民商87巻5号(1982年)98頁、霜島甲一・ジュリ792号(1982年)151頁。これらの見解は、ファイナンス・リース契約に会社更生法103(現61)条の適用を認めている。竹下守夫・判タ505号(1983年)281頁は、右の103条適用説を前提とすれば、倒産申立解除特約の効力を認めても本最高裁判決の判旨に矛盾することにはならない、とする。
- (17) 伊藤眞『破産法・民事再生法』(2007年)686頁-687頁、花村良一『民事再生法要説』(2000年)111頁、402頁
- (18) もう一つの争点は、右約定損害金は、共益債権か、再生債権か、であった。

- (19) 同旨の裁判例として、大阪地決平成13・7・19金法1636号58頁、東京地判平成15・12・22金法1705号50頁
- (20) 小塚莊一郎「商事判例研究」ジュリ1345号（2007年）96頁。なお、名古屋地判平成2・2・28金商840号30頁は、和議開始の申立てがあったことをリース契約解除の理由とする特約は、「会社更生法は企業を解体清算させることが利害関係人の利害のみならず広く社会的、国民経済的損失をもたらすことを考慮して制定したものである。これを異なる趣旨、目的をもつ和議法に照らし」「無効であるということではできないし、他に本件特約を無効と知る理由を見出すことができない」、とする。
- (21) 井田宏「民事再生手続におけるリース料債権の取扱い」判タ1102号（2002年）9頁注（11）

Ⅲ 中止命令・担保権消滅請求の適否

1 弁済禁止の保全処分・担保権の実行中止命令

もともと、ユーザーである再生債務者が民事再生手続開始の申立てをすると、申立ての直後に弁済禁止の保全処分が発令されることが多く、その場合、とくに弁済禁止の対象から除外されていない限り、ユーザーがリース料債務を弁済することが禁止されることになる（民再30条5項）。

田原睦夫裁判官の補足意見は、この禁止の反射的效果として、リース業者も、「弁済禁止の保全処分によって支払を禁じられた民事再生手続開始の申立て以降のリース料金の不払を理由として、リース契約を解除することが禁止されるに至るもの」として、会社更生手続の申立てに係る昭和57・3・30判決（民集36巻3号484頁）を引用する。

右最高裁昭和57・3・30判決は、「動産の売買において代金完済まで目的物の所有権を売主に留保することを約したうえこれを買主に引き渡した場合においても、買主の代金債務の不履行があれば、売主は通常これを理由として売買契約を解除し目的物の返還を請求することを妨げられないが、本件のように、更生手続開始の申立のあった株式会社に対し会社更生法39条の規定によりいわゆる旧債務弁済禁止の保全処分が命じられたときは、これにより会社はその債務を弁済してはならないとの拘束を受けるのであるから、その後に会社の負担する契約上の債務につき弁済期が到来しても、債権者は、会社の履行遅滞を理由として契約を解除することはできないものと解するのが相当である。」と判示したのであった。

右最高裁判決と同旨の見解もあったが、右旧債務弁済禁止の保全処分は、会社に対し任意弁済を禁止する事実上の効果を有するにすぎず弁済期を変更した債務の履行期到来の効果を生ぜしめなかったりするなどの対外的な法律上の効果を伴うものではなく、したがって、会社に履行遅滞を免れさせるような効果を有しないとするのが通説⁽²²⁾ではあった⁽²³⁾。

もっとも、民事再生手続においては、担保権は、会社更生手続の場合とは異なり、別除権とされており、その意味は、その担保権は、再生手続によらないで、行使することができるということであるから(民再53条)、再生手続が開始されたからといってその担保権を行使することは何ら禁じられない。リース業者は、弁済期の到来したリース料債権を被担保債権とする担保権を有するとされているのであるから、弁済期の到来したリース料債権について支払がない場合に、リース業者が履行遅滞を理由としてリース契約を解除することは担保権の行使にほかならないのであり、リース業者が有する担保権を民事再生手続において別除権とする以上、その解除権の行使が再生手続の開始によって禁じられることはない、との見解⁽²⁴⁾もある。

民事再生手続が開始された場合、再生債権について、原則として再生計画の定めるところによらない弁済が禁止されるし(民再85条1項)、弁済禁止の保全処分は、民事再生開始決定によってその効力を失う(民再30条1項)。

とはいえ、田原睦夫裁判官の補足意見は、「民事再生手続が開始された場合、その開始決定の効果として、再生債権の弁済は原則として禁止される(民事再生法85条1項)が、弁済禁止の保全処分は開始決定と同時に失効するので、再生債務者は、リース料金について債務不履行状態に陥ることとなる。したがって、リース業者は、別除権としてその実行手続としてのリース契約の解除手続等を執ることができることとなる。したがって、再生債務者は、民事再生手続の遂行上必要があれば、これに対し、担保権の実行手続の中止命令(同法31条1項)を得て、リース業者の担保権の実行に対抗することができる」とする。

右の中止命令がファイナンス・リース契約に対して類推適用されることに、ファイナンス・リース契約を担保権として処遇する通説的見解は、再生のために必要な財産の確保ないし有効利用の方法の模索という中止命令の制度の趣旨から、肯定的に解している⁽²⁵⁾。

さらに、リース業者が、担保権(別除権)としてその実行手続としてのリース契約の解除手続等を執っていない場合、補足意見では言及されていないが、担保権(別除権)に対する担保権消滅請求の可否が問題となる。

2 担保権消滅請求

再生債務者のリース物件に対する担保権消滅許可申立てがなされた近時の事例に係る例として、平成13年7月19日の大阪地裁決定(金法1636号58頁)がある。

Xは、Yとの間で、平成10年3月20日、陳列棚、調理器具、空調設備等について、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約(リース期間を72か月、リース料総額6199万2000円を86万1000円ずつ72回にわたって支払う旨に規定)を締結し、こ

れに基づきそのころに本件物件の引き渡しを受けた。

本件リース契約には、Xが仮差押等を受けたとき、又は和議、破産、会社更生などの申立てがあったときは、Yは、催告を要せず直ちに、契約を解除し損害賠償として残りリース料の請求をすることができる旨の特約がある。期限利益の喪失条項はおかれていない。

Xは、平成12年11月6日、その所有不動産につき、Aの申立てによる仮差押を受けた。Xは、同年12月15日、大阪地方裁判所に再生手続開始の申立てをした。裁判所は、同月18日、Xの申立てにより、Xに対して弁済禁止の保全処分を発令した。Yは、Xに対し、同月24日、本件リース契約を解除する旨の意思表示をした。その当時、本件リース契約の残りリース料は3099万6000円であった。平成13年1月12日午後4時、Xにつき再生手続開始の決定がなされた。そして、Xが、本件リース物件について民事再生法148条1項に基づき担保権消滅許可の申立てを行った⁽²⁶⁾。そこで、Yは、①再生手続開始決定前にリース契約は解除により終了した、②かりにリース契約が終了していないとしても、Yにはリース物件の完全なる所有権が帰属するので、同条項が適用される余地はないと主張して争った。

大阪地裁決定は、再生手続開始の決定があった場合、「未払のリース料債権はその全額が再生債権となり、リース会社は、リース物件についてユーザーが取得した利用権についてその再生債権を被担保債権とする担保権を有するもの」とする⁽²⁷⁾。

これを前提に、「本件動産は、本件再生手続開始当時、既に再生債務者の財産ではなかったというべきであり、民事再生法148条1項の定める担保権消滅許可の申立てをなすうる場合に該当しない」として、その理由をつぎのように述べる。

「Xがその所有不動産につき仮差押を受けたことにより、解除権留保特約に基づいて、Yには本件リース契約の解除権が発生したところ、Yは、その解除権に基づき、再生手続開始前に本件リース契約を解除しており（本件解除）、これにより、Xが本件リース契約に基づき本件動産について取得していた利用権は消滅したというべきである。一方、Yは、本件リース契約に基づき本件動産についてXの利用権により制限された状態で所有権を有していたものであるが、本件解除により、利用権による制限のない完全な所有権を有することとなる」からである。

このように、大阪地裁決定は、リース契約が民事再生手続決定前に解除されていたため、一般的にリース契約が担保権消滅制度の対象になるか否かについて、直接判断していない。とはいえ、ユーザーが取得した利用権についてリース料債権（再生債権）を被担保債権とする担保権としていることから、担保権消滅許可申立ての対象となりうるものと解されている⁽²⁸⁾。しかし、消極的に解する見解も根強い。

積極説は、担保権消滅許可の制度が別除権を対象とするものであり、事業の再生に不可欠な財産を保持する趣旨のものであるとすれば、その物件の利用が事業の再生に

不可欠であるとすれば、別除権として構成されるファイナンス・リース契約にも類推適用されるべきものと解している⁽²⁹⁾。

そこで、リース物件の利用権を担保目的物とする担保権構成を前提とすると、担保権が消滅するので(民再152条2項)、担保権者であるリース業者は担保権を別除権として実行しリース物件上の利用権を復帰させることができなくなるため、再生債務者であるユーザーにはリース契約期間の利用権が維持されることになる。リース物件の所有権が再生債務者に帰属するわけではなく、リース業者には利用権により制限された所有権を有することになる。そして、リース契約期間が終了すると、再生債務者はリース物件の返還義務を負う。

しかし、検討すべき問題点も指摘されている。たとえば、担保権目的物であるリース物件の利用権をどのように評価するのか、担保目的物の価額相当額が納付されたとき、どのような手続でそれを配当(民再153条1項)するのか、担保権が消滅させた場合の所有権の帰属などである⁽³⁰⁾。

そこで、ファイナンス・リースの目的物が担保権消滅請求の対象になると解するには理論上乗り越えるべき問題が多々あることから、これに消極的・慎重な見解もある⁽³¹⁾。また、ファイナンス・リース契約を担保権的に構成することに異論を述べる見解にあっては、当然ながら、担保権消滅請求の類推適用には反対の立場をとることになる⁽³²⁾。

(22) 兼子・前掲書(上)三九六頁

(23) 判例・学説の状況について、加茂・前掲「最高裁判所判例解説」曹時37巻11号255頁以下

(24) 井田・前掲論文・判タ1102号5頁-6頁、同旨 山本・前掲論文・金法1680号12頁

(25) 田尾隆司他編『条解 民事再生法』(2003年)118頁、伊藤眞編著『注釈 民事再生法【新版】上』(2000年)110頁、山本・前掲論文12頁

(26) これに先立ち、Yは、平成13年6月7日、Xを被告として、本件解除を理由とする本件リース物件の引渡請求訴訟を提起しているが、認容判決がでていいる。これについては、今井忠・山岸正和「大阪地決平13・7・19から見た民事再生手続におけるリース契約の処遇」金法1680号(2003年)26頁

(27) 同様な法律構成を示した判決として、東京地判平成15・12・22金法1705号50頁、東京地判平成16・6・10判タ1185号315頁、東京高判平成19・3・14判タ1246号337頁

(28) 伊藤・前掲書752頁

(29) 山本・前掲論文・金法1680号14頁、同旨、福永有利「担保権消滅請求制度」金商1086号(2000年)60頁、伊藤・前掲書752頁

(30) これらの問題を検討したものとして、山本・前掲論文・金法1680号14頁-15頁

(31) 田原睦夫「ファイナンス・リース契約の民事再生手続上の取扱い」金法1641号(2002年)5頁

(32) 旗田庸「倒産手続におけるリース債権の取扱いーリース会社の視点からー」金法1680号(2003年)21頁

IV むすび

中止命令は、再生手続開始の申立てがあった後であれば発することができる。それは手続開始決定の前後を問わない。他方、担保権消滅の許可は、再生手続開始当時、再生債務者の財産の上に担保権（参照、民再53条1項）が存在していなければ、申し立てることができない。

他方、ファイナンス・リース契約には、倒産申立解除特約が規定されている。この特約によると、民事再生の申立てがあると、リース業者は、残リース料の即時弁済とリース物件の返還を請求することができる。ところが、判例・学説は、ファイナンス・リース契約の当事者、少なくともリース業者の意思とは違って（あるいはこれを無視して）、担保権の実行として構成する。これを明確に説示した東京地裁平成15・12・22判タ1141号279頁によると、「リース会社が有する担保権は、ユーザーの有するリース物件の利用権を目的とするものであり、右担保権の実行（別除権の行使）は担保目的物である利用権をユーザーからリース会社に移転させることによって行うものと考えることが相当である。右の利用権はリース会社に移転すると混同により消滅するから、これによりリース会社には何ら制限のないリース物件の所有権が帰属することになる。担保目的物をリース物件の利用権ととらえる以上、この時点で担保権の実行は完了する」。したがって、担保権は消滅しているため、中止命令の発令はむろん、担保権消滅の許可の申立ても、その対象を欠いていることになる。

さらに、倒産申立解除特約を無効とした東京高裁平成19.3.14判決は、中止命令により適時に対応することは実際問題として困難であるとし、「リース業者は、呼出しがあった段階で民事再生手続開始の申立てがされたことを知ることになるから、その段階で、中止命令によりリース契約解除の意思表示ができなくなることを避けるため、リース契約解除の意思表示をしてしまうことが予想される。そして、リース契約解除の意思表示がされれば、それにより担保権の実行は終了してしまうから（後は、所有権に基づく取戻しが問題になるだけである。）今更裁判所が中止命令を発令してもリース業者が所有権に基づきリース物件を取り戻すことを妨げることはできなくなる」ことを指摘している。

そこで、倒産申立解除特約はこれを無効とするとしても、民事再生手続開始の申立てがなされた場合にリース料債務について期限の利益を失うとする期限の利益喪失条項は、その効力を一般的に否定されない⁽³³⁾。さらに、再生手続の申立てがなされたが、リース業者が倒産申立解除特約に基づく所為に着手しないという場合には、担保権は実行されず、担保権が存続しているから、中止命令の発令や担保権消滅の許可の申立てが可能となる。

ところが、これでは、「再生債務者等が担保権者と交渉し、和解等の解決を図るた

めの時間的猶予を与えるための」担保権の実行としての競売手続を一時的に中止することができる中止命令の制度、また、「再生債務者の事業の継続に欠くことができないものに」担保権消滅の許可の申立ての制度を認めた意味が大きく減殺されるという問題が生じる⁽³⁴⁾。

倒産申立解除条項を有効とした東京地裁平成15・12・22判決は、そこで、付言として、「担保権消滅の許可や中止命令の制度との関係においては」、倒産申立解除「特約の効力が制限されることはありうる」、とする。その意味するところは必ずしも明解ではないが、担保権消滅の許可や中止命令の制度との関係においては、右特約に基づく権利行使の時点における担保権実行の完了という効果は生じることなく、担保権は消滅しない。このように解すると、担保権の完了時は相対的に決まることになる⁽³⁵⁾。

こうした相対的な法律構成は、リース会社の地位をむしろ不安定にし、また、迂遠である、として、実行中止命令および担保権消滅許可の制度が適用される余地を残すためには担保権の実行の完了時期を遅らせること、すなわち担保権の実行完了を動産譲渡担保に準じて清算義務の履践、一步進んで目的物の引揚げとする見解もある⁽³⁶⁾。

いずれの法律構成をとるにせよ、担保権の内容、ここでは、いつ担保権の実行が終了するか、担保関係が消滅するかが、実行中止命令や担保権消滅許可の制度という新たな倒産手続制度との関係において決められることになる。「個別執行を前提として組み立てられてきた担保法学は、集団的包括執行としての倒産手続をも包摂しうるものへの衣替えが迫られている」⁽³⁷⁾ とはいえ、実体担保法理と倒産担保法理とは基本的にどのような関係にあるのか、という基本的・根源的検討課題は、なお残されているし⁽³⁸⁾、実体担保法理を研究してきた私には⁽³⁹⁾、大いに関心のあるところである。本稿は、こうした検討課題に対する取り組みの第一歩としたい。

(33) 山本和彦「倒産手続における担保権の取扱い」事業再生と債権管理111号(2006年)9頁は、弁済の機会も与えられないまま担保権が実行されてしまう期限の利益喪失条項の有効性に対して疑問を投げかける。

(34) 全国倒産処理弁護士ネットワーク編『倒産手続と担保権』(2006年)164頁

(35) 米倉・前掲論文21頁は、所有権留保における更生申立解除特約を有効としつつ、中止命令との関係で、いつの時点をもって、目的物が「会社財産」でなくなるかについては、財産の散逸を可及的に抑制するという会社更生の局面における要請に対して最大限の考慮を払うべきであって、他の局面においてであれば、もはや担保権の実行は終了し、所有権は担保権者に確定的に帰したとされる場合であっても、会社更生の局面では未だ担保関係は存続し、目的物はなお「会社財産」であると解して妨げない、とする。このように相対的な法律構成をとっている。

(36) 藤沢治奈「商事判例研究」ジュリ1290号(2005年)138頁、山本・前掲論文・事業再生と債権管理111号10頁は、利用権担保を前提に、利用権移転の効果について、一定期間の猶予をするような立法提案をする。

- (37) 鎌田薫「倒産法における物的担保権の処遇－民法学の立場から－」民訴雑誌46号（2000年）196頁
- (38) 伊藤進「担保権消滅請求制度の担保理論上の問題－実体担保法理と倒産担保法理の関係に関する一考察」ジュリ1166号（1999年）99頁
- (39) 拙著『抵当権効力論』信山社、2002年

【追記】

私がファイナンス・リース契約の倒産手続における処遇へ関心を持ったのは、法科大学院教授として赴任された山田尚武弁護士から民事再生におけるファイナンス・リースの取り扱いに関する実務上の問題を教えていただいたことによる。法科大学院ならでのことと、記してお礼を申し上げたい。